

第2次仙北市総合計画改訂版(案)への意見書についての回答

【公文書館・地域資料館設置に関する要望について】

これまで、公文書館の必要性については、ワーキング、検討会を数回開催し検討してまいりました。最終的にハード面の施設の整備は難しいが、バーチャル公文書館のように市民が必要な文書や資料を検索できるよう規程の整備やデジタル化による公文書館機能は必要との結論に至っております。

現在市の公文書は、仙北市文書事務取扱規程により管理しておりますが、第34条文書の保管及び保存期間は、第1種の永年保存から第5種の1年保存まであり、第1種の取り扱いを中心に規程の見直しをすることにしています。

また、歴史的資料につきましては、歴史的・文化的財産として、ご指摘の通り、各地区に分散して展示保存しているところです。将来的には令和8年度までに予定しています学校適正配置計画の策定をもって各小中学校の適正な配置検討が進められておりますので、今後増えると予想される美術作品等も含め、この計画により再編が行われる場合に生じる廃校舎の活用も視野にいれ、検討してまいります。